

事業主 殿
健康保険ご担当者 殿

神奈川県建設業健康保険組合
理事長 荒井



「被扶養者確認調書」による検認について

平素は当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度当健康保険組合では「被扶養者確認調書」による検認を行います。検認は、保険給付適正化の観点から無資格者の不正受診防止、被扶養者認定の適否再確認等を目的として実施されるものです。下記の要領により検認事務を実施いたしますので、大変お手数をおかけいたしますがご協力をお願い申し上げます。

記

1. 平成26年 1月24日現在の当健康保険組合データにより、「被扶養者確認調書」の作成をしております。(平成25年 7月 1日以降被扶養者認定された方は除きます。)
2. 同封の「被扶養者確認調書」は被保険者ごとに窓空きの封筒に入っていますので、そのままの状態です。別紙の「被保険者の皆様へ」を両面コピーしていただき、一緒に被保険者の方々へお渡し下さい。
3. 検認にあたり、すでに資格を喪失している方、被扶養者から削除する方でまだ届出をされていない場合は、速やかに届書と被保険者証等の提出をして下さい。
4. 「被扶養者確認調書」の記載内容、注意事項等を確認(カナ氏名等、住所にご注意)のうえ捺印し、16歳(高校生)以上の被扶養者がいる方は、添付書類と共に平成26年 3月31日(提出期限)までに当組合へ提出して下さい。〔※16歳(高校生)以上の被扶養者がいない方は「調書」のみの提出となります。〕
また、提出期限までに「調書」、添付書類等のご提出がない場合は被扶養者資格の削除を行いますので、被保険者の方々に周知していただきますよう宜しくお願い申し上げます。
5. 「被扶養者確認調書」に添付する内容等については「被保険者の皆様へ」に記載(当組合のホームページにも掲載予定)しております。添付書類だけで確認できない場合には、別途追加書類の提出をお願いすることもございます。

※ ご提出いただいた「被扶養者確認調書」等の書類は、被扶養者認定の適否再確認等の目的以外には使用しませんのでご了承下さい。